

令和2年度

「和歌山児童家庭支援センターきずな」

# 事業計画書

令和2年4月

## 1. 事業目的・運営方針

「和歌山児童家庭支援センターきずな」は、児童福祉法第44条の2に規定されている「児童家庭支援センター」として、厚生労働省・和歌山県の認可を受けて行う事業である。

「児童家庭支援センター」は、児童に関わる様々な問題につき、児童や家庭、地域住民その他からの相談に応じ、助言を行うとともに、児童相談所、市町村、教育、医療、要保護児童対策地域協議会、施設、諸団体等との連絡調整を総合的に行い、児童・家庭の福祉向上を図ることを目的とする。

しかし、児童福祉法の一部改正で、児童相談に関する業務について都道府県(児童相談所)が緊急性の高い事例に対応し、市町村は要保護・要支援ケース、ポピュレーションアプローチケースへの支援を行うというように役割が明確化された。

そのような中、「和歌山児童家庭支援センターきずな」では、子育てに悩み困っている方、課題がある家庭、また児童福祉施設を退園した方、障害の有無に関わらず支援対象を幅広く設定し「相談援助の専門機関」として活動することを基本的な運営方針とする。

さらに、市町村からの求めに応じて市町村支援に力を入れていきたい。

児童家庭支援センターとしての事業目的・運営方針を達成するためには、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課及び県子ども・女性・障害者相談センターから、指導・助言・協力を得ながら事業を実施していく必要がある。

## 2. 支援における理念

「和歌山児童家庭支援センターきずな」は、子どもはもちろん老若男女を問わず個人全ての方の権利が守られ、個々の家庭が、安心、安全で尊厳を持って生活でき、誰も孤立することのない社会の実現を目指していくものとする。そのため、人と人との繋がりを大切にしていくこととし、「きずなの輪を広げる」「孤立を防ぐ」を支援における基本理念とする。

### 3. 令和2年度の事業内容

#### (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う

(和歌山児童家庭支援センターきずなでは、どのような相談にも応じていく)

- ・相談対象：子ども及びその家族、市町村、関係機関、児童福祉施設退園者とその家族
- ・相談内容：子どもとその家族に関するあらゆる相談
- ・受付時間：平日9時～18時

※継続ケースの中で緊急性が高いと判断した場合、祝休日・夜間・年末年始であっても24時間対応するが、対応困難な場合は、児童相談所、市町村へお願いする

- ・相談方法：①電話相談/メール相談  
②来所相談/通所相談 → 完全予約制  
③訪問相談（家庭、市町村、関係機関への訪問） → 必要に応じて訪問

- 児童虐待ケースは優先的に対応し、児童相談所や市町村と連携しながら支援を実施する
- ソーシャルワーカーによる社会診断を行い、必要に応じて社会資源を活用しつつ支援する
- 心理学的側面からの援助が必要なケースは、心理士による心理査定、心理療法等の対応をしていく
- 保護者・養育者に対する支援を行う
- 施設入所児童の家庭復帰に向けて、施設や児童相談所からの依頼があれば、施設や関係機関と連携しながら、家族再統合に向けての支援を実施していく
- 施設退所後のケースにおいて、その施設や児童相談所、市町村から依頼があれば、行政及び施設家庭支援専門員、その他関係機関と連携しながらアフターフォローの支援を実施していく
- 本体施設である「児童心理治療施設みらい」(以下「みらい」)との連携強化を積極的にはかっていく。「みらい」の入所ケースについては、入所時から退所、更にはアフターケアまで、子どもとその家族への総合的な支援を、「みらい」と「きずな」で実施していく

## (2)市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

### 〈海南省〉

#### ①海南省要保護児童対策地域協議会(以下要対協)に係るアドバイザー事業及びケース対応(予算付事業)

- ・海南省から要対協のアドバイザーを受託し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦ケースへの対応の助言などサポートを行う
- ・海南省の要対協事務局としての在り方の助言を行う

#### ②海南省出張相談(予算付事業)

- ・海南省の出張相談「子育て何でも相談」を月一回引き続き実施していく

### 〈岩出市〉

#### ③岩出市要保護児童対策地域協議会に係るアドバイザー事業(予算付事業)

- ・岩出市から要対協のアドバイザーを受託し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦ケースへの対応の助言などサポートを行う
- ・岩出市の要対協事務局としての在り方の助言を行う

### 〈有田川町〉

#### ④有田川町要保護児童対策地域協議会に係るアドバイザー事業(予算付事業)

- ・有田川町から要対協のアドバイザーを受託し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦ケースへの対応の助言などサポートを行う
- ・有田川町の要対協事務局としての在り方の助言を行う

### 〈九度山町〉

#### ⑤九度山町要保護児童対策地域協議会に係るアドバイザー事業

- ・九度山町から要対協のアドバイザーを受託し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦ケース対応への助言などサポートを行う
- ・九度山町の要対協事務局としての在り方の助言を行う

○現在、海南省と岩出市、有田川町、九度山町(2市2町)への助言のみだが、その他の市町村からも依頼があれば、適宜対応していく

**(3) 県または児童相談所からの受託による指導**（法第26条1項第2号、第27条第1項第2号）

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う

- 在宅はもちろん施設入所中のケースについても児童相談所から指導委託を積極的に受託し、必要に応じて入所児童への支援、保護者への指導・支援を行う。但し、児童相談所から受託する場合は、保護者等や場合によっては児童に対しても十分説明し、了解を得ることを原則とする
- 指導委託された場合は、児童相談所の方針と整合性を図るよう協議し、一貫性・的確性を確保する。市町村とも連携していく

**(4) 里親等への支援**

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う

- 里親、里子の支援が必要なケースにおいて、県子ども・女性・障害者相談センター及び里親支援センター、里親支援専門相談員から依頼があれば対応していく

**(5) 関係機関等との連絡・連絡調整**

- 児童や家庭に対する支援を迅速かつ丁寧、的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、民間相談機関、医療機関、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校、司法関係等との連絡・調整を行う

**(6) 児童家庭支援センターとしての会議、協議会、研修会への参加**

- 全国児童家庭支援センター協議会が毎年主催する総会（東京）、実務者研修（東京）、更に全国児童家庭支援センター研究協議会（令和2年度は岩手県）、近畿ブロック児童家庭支援センター会議等に参加し、全国の児童家庭支援センターの動向を参考にして、遅れをとることなく、和歌山での児童家庭支援センター業務へ生かしていく

**(7) 子どもと家庭のテレフォン110番業務**

- 平日9時～17時45分、テレフォン110番の対応を行う